

新春対談



吉谷

三島：業務にあたり、心がけていることがありましたら教えてください。

吉谷：先輩からの教えですが、「我々公務員の仕事は何かしらの法律に基づいて行っているものである。その中においては、かなり裁量権のあるところもあるが、法の趣旨に則って逸脱しないようにする必要がある。判断や知識で迷ったら勝手に判断せず法律に戻ること。」ということを中心に心がけています。手元にある三段表はもうボロボロです。また、多くの相談や照会をいただきますが、自分の中では30分ルールというものを設けていて、照会に対しては30分以内に答える、できない場合はいつまでにできるかを伝えるということを決めて対応しています。

三島：研修ではお話しする機会も増えました。皆さんどんな方々でしょうか。

吉谷：法律に基づいて実施している事業で、皆さん法令等遵守の意識がとても高いと思います。平成24年以降年に2回文科省主催の研修会を実施していますが、認可団体数のほぼ全部に近い団体、参加人数も毎回50～60名ほど参加していただいています。皆さん真剣に業務に取り組まれています。共済団体はPTAの役員経験や教員や行政経験ある方を中心に組織されています。

三島：これまでで苦労した点がありますか。

共済の仕事は、総合力を問われるものです。事業の立ち上げはもちろん、掛金や補償の見直しは、いろいろな知識がないとできません。私の場合は、それまでの経験が生かせるものであったため、苦労よりは、楽しく仕事できていると思っています。この分野ではノンストレスです。しかし、その中でもコンプライアンスやリスク管理を定着化させるのに苦労したと思います。コンプラと言われても普通の人は…ですね。研修会等で少しずつ取り扱うようにし、ここにきてようやく自主的な取り組みが実施されるようになったのではないかと思います。3～4年はかかりましたね。

三島：吉谷さんは共済団体からの研修講師としての派遣や教育委員会の立入検査の支援での派遣依頼も多いですが。

昨年度は、41回の出張をしました。21団体の他、5つの教育委員会からの要請で立入検査の支援もさせていただきました。今でこそ何の不安もなく伺っていますが、一人で講師や支援として出張するまでは、約1年半はかかりました。加入者から集めた会費掛金等を財源にして旅費等負担をさせていただいておりますので、ひとつひとつの仕事丁寧、かかった費用以上の成果を上げるように、呼んでいただいたことにさらにプラスアルファと心掛けています。研修が終わった後に、参加してよかったといただき、心地よい疲労感のまま、宿泊先の真っ白なベッドで眠りに入るときがまさに至福のときです。認可申請から関わらせていただいた団体は特に大事にしていきたいです。県教委の方々は、異動もあるため1～3年くらいで交代になってしまうことが多いです。毎年4月には積み上げたノウハウがクリアされる場所もあつたりします。難しい共済の担当として大変ご苦労されていると思います。こちら、しっかりと継続した支援が必要であると感じています。支援が必要な場合は遠慮なく連絡いただければと思います。

三島：新年度がスタートします。共済室としての目標は何でしょうか。

吉谷：共済法施行から7年、各共済団体は認可時期によって、取組状況や抱えている課題が様々です。全体的なことは研修会等で底上げをしていきますが、課題を解決したいと考える団体、これまで十分にフォローできていない団体へ課題解決の提案をしていきたいと思っています。府県の教育委員会の皆さんも同様です。相談等は、遠慮なく連絡してほしいですと願っています。一緒に解決していきましょう。



三島さん

新年度、新コーナーのご紹介

年度も代わり、本誌もリニューアルします。今年度は、その時々の特ピックや共済団体の紹介の他、①いまさら聞けない共済法あれこれ、②安全普及啓発活動等のご紹介、③共済規程のポイント解説を組み合わせで紹介していきたいと思っています。認可から数年経過し、認可申請時に担当であった方も交代になっていることが増えてまいりました。今さら聞けないこと、普段の研修会では時間の都合上なかなか説明しきれない共済規程についても、いくつかのポイントに絞って説明していきたいと思っています。また、各団体の安全普及啓発活動等も紹介していきます。

お知らせ



- 新年度となりました。毎事業年度開始前までに実施することになっている共済契約、及び安全普及啓発活動等の届出はお済みでしょうか。新年度に入ってから、加入者人数の確定とそれに対応した共済掛金の収納が必要になります。共済掛金の収納がないと、共済契約自体が失効になり、新年度が始まってから怪我をされた児童生徒等の補償ができなくなることも考えられますので注意が必要です。
- 平成29年度の業務報告は、各団体での監査や共済監査終了後、それぞれの団体において社員総会や評議員会で議決・報告を経て、事業年度終了後三月以内（3月末で年度が終了となる場合は6月末まで）に行政庁へ提出する必要があります。役員の新就任や退任があった場合は、その届出も必要です。
- 今年度中に役員向け研修会を予定している団体で講師派遣が必要な場合は、お早目に御相談下さい。共済法や共済事業に全般に関する内容の他、共済規程の説明、諸課題の支援、5/30に完全施行された改正個人情報保護法の事業者に関する義務の逐条解説、共済事業における個人情報管理についても説明いたします。

認可後の運営や共済事業の見直し、指導や監督等について御相談がありましたら、お気軽にPTA等共済室まで御連絡ください。「悩むより電話一本共済室」一緒に解決していきましょう。

次号の発行予定
5月31日（木）

(おことわり)本誌は、共済団体-教育委員会-文科省間の情報共有ツールとして発行しているものです。それ以外の目的での転用・引用・転載・複製・Web上へのアップロードはご遠慮下さい。お問い合わせについても関係者のみ対応させていただきます。

公益財団法人ボーイスカウト日本連盟（共済事業開始：平成26年4月）の紹介

ボーイスカウト日本連盟が行っているセーフ・フロム・ハームのご紹介

ボーイスカウト運動は、社会に役立つ青少年を育てる教育運動です。それぞれの年代に合った「人に思いやりを持って接する」教育と「自分自身を守る」教育を指導者がスカウトへ行っていかなければなりません。そのためにも、日本連盟は、世界スカウト会議の決議に則り、2017年度から指導者が加盟登録をする際は、「セーフ・フロム・ハーム」の研修（eラーニングで提供）を必須としています。このセーフ・フロム・ハームとは、スカウト活動において、自分自身と周りの人々をハーム/harm（危害や危険）から守ることを学び、より安全で安心な活動の環境を築き、維持することです。



ホームページには、ガイドブックを掲載しています。すべての人の尊厳を尊重する等7つのガイドラインを設け、その取り組みについて説明し、身の回りに起きそうな事例とその取り組みの考え方を示しています。また、「セーフ・フロム・ハーム相談窓口」を設置し、当該団内などで対応が難しい内容などの相談を受付け、解決に向けて必要な支援を行っています。この設置により、コンプライアンスの向上とともに、活動実態の可視化につなげています。これらの取り組みを通して、スカウト運動のよりより質の向上を目指しています。（事務局：石井薫）

一般財団法人山梨県高等学校安全互助会（共済事業開始：平成26年4月）の紹介

おかげさまで、当法人も事業開始から4年を経過することができました。

当法人の会員は、原則として県内の公立高等学校及び県立特別支援学校（高等部）に在籍するすべての生徒を対象としていますが、規模の小さい本県は、人口減少も著しく、現在の人口は約82万人、これに伴い、会員数も1万9千人を割り込み、数年後には1万8千人を下回ることが確実視されています。

一方、共済金の給付は、事業初年度を1とすると、約5倍、約6倍、約7倍と確実に増加してきており、法人としての収支バランスが急激に怪しくなり、特に、既発生未報告支払備金（IBNR備金）の捻出に課題が発生してまいりました。幸いにも、本互助会は山梨県高等学校PTA連合会と一体化する中で事業を展開し、事務局も同一の体制で行ってきたことから、高P連より多額の寄附をいただくことにより、この問題を何とか解消することができました。しかしながら、将来的な共済金の増加は以前から予想されていたため、昨年度、共済規程を改訂し、共済金の給付を大幅に見直すこととしました。

これらの取り組みにより、会員数の減少の中にあっても、当面の間は収支バランスが保たれ、安定した運営ができると思われませんが、これからどのような事態が発生するかは不透明で、今後の運営にもこれまでと同様、十分に気をつけていく必要があると考えています。

今後とも、PTA等共済室の皆様や先行団体の皆様のご指導・ご援助をよろしくお願い致します。

（事務局長：赤池亨）



赤池局長、西山理事長、中島さん

PTA等共済室

今年度もよろしくお願いいたします。PTA等共済法に基づく共済事業の認可申請に関する意向調査、安全普及啓発活動等ガイドブック作成にかかる実態調査をとりまとめ中。6月7～8日のPTA等共済法研修会の申込み受付中です。

いまさら聞けない共済法あれこれ① テーマ「適用除外」

保険業法第2条第1項では、①他の法律に特別の規定のあるもの、②特定の団体がその構成員等を相手方として行うもの、③政令で定める人数以下の者を相手方とするものは、保険業法の対象となる「保険業」から除外されています。

- 適用除外
- ①は、まさにPTA・青少年教育団体共済法がそれにあたります。
 - ②の例としては次のようなものがあります。
 - ・地方公共団体がその住民を相手方として行うもの
 - ・一の会社等がその役員若しくは使用人又はこれらの者の親族を相手方として行うもの
 - ・一の労働組合がその組合員又はその親族を相手方として行うもの
 - ・会社が同一の会社の集団に属する他の会社を相手方として行うもの
 - ・一の学校又はその学生が構成する団体がその学生又は生徒を相手方として行うもの
 - ③は、1,000人以下の者のみを相手方として保険の引受けを行う事業が該当します。
（※共済認可後に特定保険業の届出が必要となり、最寄りの財務局に行ってくださいましたが、残件数が1,000件を下回る場合は届出不要と判断されたようです。この考えによるものと思われます。）



平成17年5月の保険業法改正では、保険業の定義から「不特定多数の者を相手とする」の文言が削除されました。それによって、それまでPTAや青少年教育団体が児童生徒や会員等を対象に実施していた見舞金給付事業も保険業の許可を得る必要がありました。当時、法整備を要望する団体のひとつであった全国高等学校安全互助会連絡協議会（現全国高等学校等安全互助会連絡協議会）では、見舞金給付事業も保険業法の適用除外（②として）になるように働きかけていましたが、結果としては、保険業法とは別にPTA・青少年教育団体共済法ができました。①として保険業法の適用除外となり、PTA・青少年教育団体共済法に基づいて認可を受けて共済事業を行うことになったのです。法に基づいた事業は、保護者等へは安心感や信頼を与える結果となりました。

編集後記 深夜に流れるテーマ曲であるブラームス作曲の「大学祝典序曲」。皆さんは、短波放送でやっていた旺文社の大学受験ラジオ講座を御存じでしょうか。地方で育ち、大手予備校も近くにない、経済的にも余裕がなかった私は、受験時代をこのラジオ講座に頼って勉強していました。短波に入るラジオがあり、テキストさえ本屋で購入すれば、大学受験のプロの先生の講義が聞けて勉強できたものでした。もちろんそれだけで受験を乗り切ることはできませんが、まさに暗闇をともし灯りとして頼りになる存在でした。新年度に入り新入学や進級その他の教育に係る親の負担が大きいという話もちらほら聞こえてきます。今は、ネット社会になり、情報を得るのに苦労しなくなりました。安価なサービスである受験サプリーなるものもあるようですが、かつてのラジオ講座のように勉強したい人が誰でも勉強できる環境が提供されることを願います。（PTA等共済室：吉谷）